

平成23年（ワ）第886号浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原告 石垣清水 外32名

被告 中部電力株式会社

原告準備書面 54

令和5年7月6日

静岡地方裁判所 民事第2部 合議係 御中

原告ら訴訟代理人を兼ねる

弁護士 鈴木 敏 弘

弁護士 河 合 弘 之

弁護士 青 山 雅 幸

弁護士 大 石 康 智

外

被告準備書面40に対する反論

1 はじめに

被告は、原告主張に端的に答えず、余事を長々と記述して焦点をぼかすという意図的な防禦方法を採用している。このため、本書面ではこれに抗するため極めて簡潔な記述に徹する。

2 リニアメント

原告は準備書面53・12頁以下で、被告が原子力規制委員会に対し報告した文書において、本来断層と表記すべき芹沢・広沢・中原・白羽・白浜・新谷各断層を「リニアメント」と言い換え、かつその長さを権威ある文献に比して短く報告し、これらを過小評価している問題を指摘した。

被告はそのことについては一切答えず、見当違いの主張をして、論点をずらしている。

3 「御前崎台地のリニアメント・変位地形」と「御前崎台地～御前崎南方沖の褶曲群」

前項記載の各活断層のうち、広沢断層、中原断層は、「相良層群の構造と段丘面の変形が概略において合致するもの」である。すなわち、地頭方背斜を軸とする、相良層群堆積後の（東西圧縮による）変形の一部が活構造として活動を継続しているものと考えられている（甲B100・326頁）。

また、白羽断層は、「相良層群の変形の著しい部分を弱線として利用して活断層が生じたもの」とされている（以上につき甲B103参照）。

さらに、「北北東-南南西方向の広沢断層と北北西-南南東方向の中原断層は、断層の上盤側にふくらみを伴っており、概ね東西圧縮の下で生じた逆断層の可能性が強い」、と指摘されている（甲B100・326頁）。

すなわち、これらの断層は、被告が「御前崎台地～御前崎南方沖の褶曲群」と括っているうちのひとつと考えられる地頭方背斜及び相良層群の褶曲構造に属するものであって、被告準備書面40の5～6頁にかけて被告が主張す

る「被告が、約12ないし13万年前よりも新しいMIS5aの上載地層（御前崎礫層）は存在するものの後期更新世（約12ないし13万年前）のこれを幅広く覆う上載地層が存在しないとした対象は、原告らが「褶曲構造によって形成された断層」とする白羽断層等の「御前崎台地のリニアメント・変位地形」ではなく、御前崎礫層の下位の相良層（図2の青色等で表示された領域に分布している地層）に見られる褶曲構造である「御前崎台地～御前崎南方沖の褶曲群」であって」との主張は完全に誤りである。

したがって、被告が原子力規制委員会に対し、提示した「御前崎台地～御前崎南方沖の褶曲群の活動性」と題する資料（甲B77・32頁）にある「地質・地質構造発達史、音波探査記録、地表地質調査、反射法地震探査記録等の結果から、御前崎台地～御前崎南方沖の褶曲群は、調査範囲においては地下深部に連続する断層が認められず、御前崎台地においてMIS5aの上載地層に変位・変形を与えていないことが確認できるものの」としている報告も誤り（下線部）であり、これは、本件原発を含むA-17グループに存在する断層の活動性の判断にも当然ながら強く関連するものである。同じ東西圧縮による変形は、A-17グループの比木向斜近辺にも同様の変形を与えるものであって、「お付き合い断層」としてプレート境界の断層活動に伴う巨大地震に際して副次的活動をする可能性が強いからである（甲B100・329頁）。

4 褶曲構造は、お付き合い断層を考える上では連続して捉えるべきこと

被告は、原子力規制委員会に提出した資料において、御前崎地域における褶曲構造を3つにグループ分けしているが、合理性に欠ける。

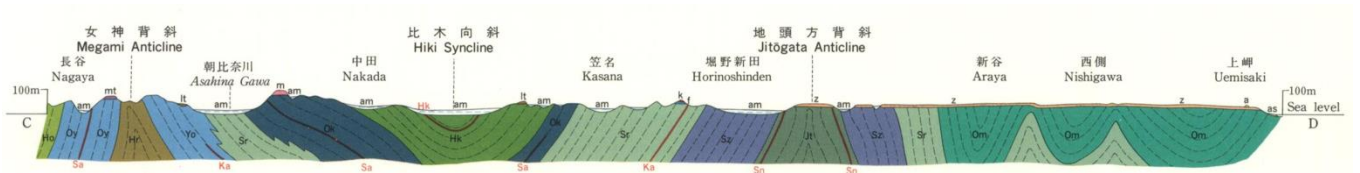
御前崎地域の褶曲構造は、新第3世紀に地層が形成された相良層に対し、御前崎を形成したものであり、比木向斜、地頭方背斜、女神背斜の順に形成されたとされている（甲B74・13頁）。

そして、12万年前から現在に至るまで、これらの褶曲構造に力を及ぼし続けている地殻変動が、「北西—南東方向の圧縮応力と関連する変形・変位」、

「北東—南西方向の圧縮応力と関連する変形・変位」「左記の変形・変位に伴う隆起」である。

これらの地殻変動の原動力が前項記載の東西圧縮であり、プレート境界の断層活動に伴う巨大地震に際して副次的活動をして、御前崎地域の断層を活断層として動かしているのである。

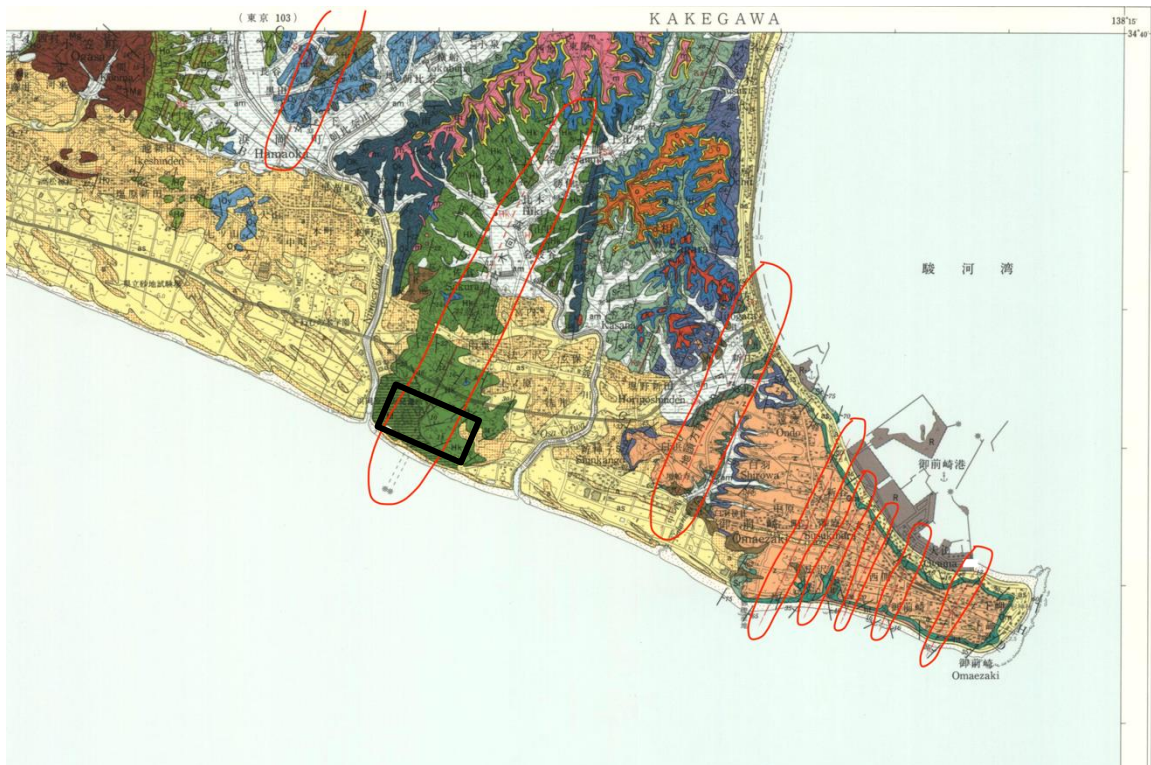
したがって、地質学的な歴史上の分類としてならともかくとして、本件浜岡原子力発電所の重要な構造物直下の断層が活断層か否かを議論するにおいて褶曲構造をあえて3分割することにはあまり意味はない。



上記は、女神背斜、比木向斜、地頭方背斜、そして名称はないが新谷・西側・上岬の向斜及び背斜を西から東に並べた断面図である(甲 B 1 0 4)。これらは、いずれも東西の圧縮力によって形成され、そして現在もその力が働き続けているのであるから、前項記載のとおりこれらの褶曲構造に存在する断層(特に北東-南西方向または北西-南東方向の断層)は、常にプレート境界型巨大地震、すなわち南海トラフ地震に際して、お付き合い断層として動く蓋然性が高いのである。

なお、念のため次に各背斜・向斜の位置を示した地質図を掲げる(甲 B 1 0 5)。

赤線で囲んだものが、西から順に女神背斜、比木向斜、地頭方背斜並びに新谷・西側・上岬付近の各向斜と向斜間の各背斜である。



(黒枠が浜岡原子力発電所の大まかな位置)

- 5 浜岡原子力発電所の直近に上載地層に変位がある南北方向の活断層が発見されたこと

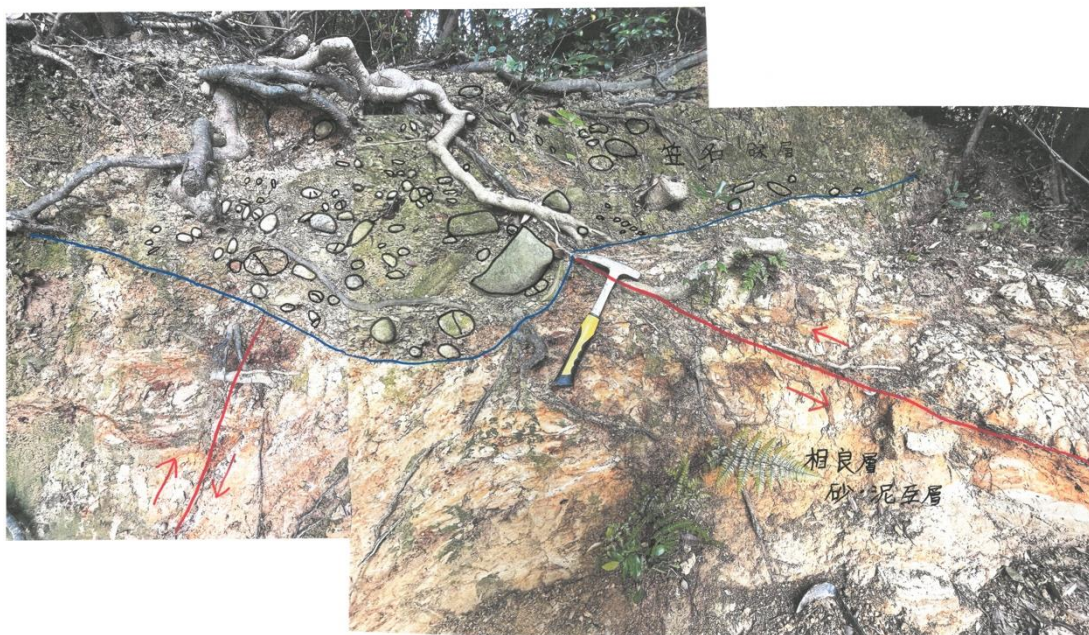
被告は、前記4記載のとおり、「御前崎台地～御前崎南方沖の褶曲群」においても、また「A-17グループ」においても上載地層が存在しないとしているが、実際には調査が不足しているだけで存在する。

それが、今回、浜岡原子力発電所の北側約500mの地点で発見された(甲B106)。その断層に具体的に説明する。

露頭の位置は、国道150号線の北側で、標高50m小径の南側切土面幅50m高さ10m、地質は下位に相良層群 砂岩泥岩互層不整合に洪積層の笠名礫層が堆積している。

露頭の西側には、N60E W25の逆断層が見られ、不整合に乗る笠名礫層は、断層延長上でせん断礫・本来水平に堆積すべき礫が縦方向にランダム

に堆積していて、明らかに断層変位を受けていることが分かる。礫は大礫・中礫・小礫が見られ、扁平礫が無いことから牧野が原礫層と同じ河川礫であることが分かる。



この南北方向の断層は、浜岡原子力発電所敷地内の断層と連続している可能性もあるが、仮に連続していなかったとしても、原告主張どおり、比木向斜付近にある南北方向の断層は、お付き合い断層として、プレート境界型巨大地震すなわち南海トラフ地震において、繰り返し活動する活断層であることを現に証明するものである。

以上